

第3章 宮城県環境基本計画の進捗状況

第1節 宮城県環境基本計画の基本的事項

1 宮城県環境基本計画の役割等

(1) 宮城県環境基本計画の役割

宮城県環境基本計画は、環境基本条例に基づき、本県の良い環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築する全ての主体と将来像に対する認識の共有化を図る計画です。第3期計画は、平成28年3月に策定されました。

宮城県環境基本計画は、環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定されており、数値目標や具体的な施策は、これらの個別計画において定めています。

(2) 目指す環境の将来像

宮城県環境基本計画では、計画の推進により目指す本県の環境の将来像として、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

これは、計画最終年度に向けた目標であるとともに、その先も引き続き目指す中長期的な将来像です。

こうした将来像を実現するためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築が必要であり、また、「安全で良好な生活環境」は、人の健康や生活を守るという点において、3つの社会を形成するための基盤となるものです。これら3つの社会とその前提となる安全で良好な生活環境は、独立したものではなく相互関係性を持ち、補完しあうものであることから、これらの実現に向けた取組を総合的に展開していくことが不可欠です。このため、宮城県環境基本計画では、「低炭素」、「循環」、「自然共生」及び「安全で良好な生活環境」の各分野を横断して、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの役割分担に応じた環境配慮の取組を自主的・積極的に行うことにより、身近な環境から地球規模にわたる健全で恵み豊かな環境が総合的に保全されている社会を目指します。

<宮城県環境基本計画の環境の将来像>

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

- 本県の抱える環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、全ての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

- 県民、事業者、民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指します。

(3) 計画期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

(4) 施策設定の視点

施策設定にあたり、東日本大震災からの復興における課題については、早急に対応することが必要であり、自然環境、生活環境などの多方面にわたる課題を解決するため、横断的・戦略的に施策を推進していく必要があります。

また、将来像実現のためには、県民、事業者、民間団体及び行政などの地域社会を構成するすべての主体が、ライフスタイルなどの行動様式を変革するなど、より環境に配慮した地域社会の形成に向けた行動を促す施策を推進する必要があります。これらの状況を踏まえ、宮城県環境基本計画では以下の2つの視点から施策を展開することとしています。

<施策設定の視点>

(1) 復興を契機とした新しい宮城の環境の創造

沿岸部の被災市町では、各々の震災復興計画に基づき、社会基盤の整備が進められています。県は、東日本大震災からの復興を契機として、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム（エネルギーの使用の最適化を図るシステム）などを活用し、防災に配慮したエコタウンの形成や、環境・エネルギー関連産業の振興など、地域の経済・社会の低炭素化による先進的な地域づくりを推進します。

また、復興事業などによる環境への負荷に適切に対応するため、自然環境や生活環境に配慮した事業となるよう施策を推進します。

(2) 豊かで健やかな環境を未来につなぐ

豊かな環境は、私たちの子や孫など将来世代へ残す資産でもあります。現在の環境をさらに良いものとし、県で暮らすすべての人々が、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と実感できる県土を次世代へ受け継いでいかなければなりません。

県は、里地里山や農村の景観、豊かな生物多様性など、価値ある自然環境とともに、安心して暮らせるきれいな空気や飲み水などの安全な生活環境を保全する取組を進めます。

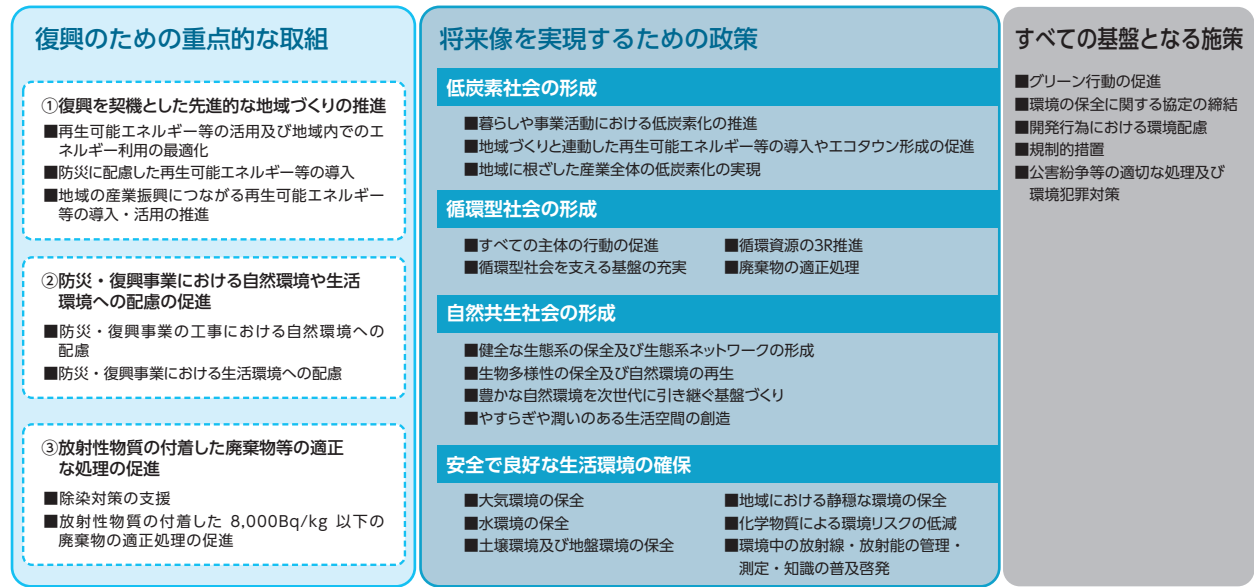
また、県民、事業者、民間団体及び行政などの地域社会を構成するすべての者が連携しながら、環境に配慮した行動を実践できるよう促すなど、持続可能な地域社会の実現に向けた施策を推進します。

2 将来像実現のための政策と施策項目

宮城県環境基本計画では、体系的に施策を展開するための柱となる4つの政策として、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」を掲げています。

また、施策設定の視点を踏まえ、「復興を契機とした先進的な地域づくりの推進」、「防災、復興事業にお

ける自然環境や生活環境への配慮の促進」、「放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進」を、計画の終了年度までに県が重点的に取り組む施策として設定しています。これらの関連事業の実績については、第2部及び第3部で紹介します。



▲図1-3-1-1 宮城県環境基本計画の体系

3 宮城県環境基本計画の進行管理

宮城県環境基本計画における将来像の実現のための政策に係る具体的な施策は、政策ごとに策定する個別計画により推進・進行管理することとしています。個別計画においては、将来像の実現に向けて、計画の進捗状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、数値目標を設定しています。

宮城県環境基本計画の進行管理に当たっては、個別計画ごとに定める数値目標の達成状況を踏ま

えて、定期的に点検及び評価を行います。

点検・評価の結果は、宮城県議会、宮城県環境審議会に報告するとともに、宮城県環境白書として公表して県民の皆様からの御意見を頂き、定期的に施策や事業を見直し、新たな施策や事業の検討を行うことで、PDCAサイクルの環境マネジメントシステムを運用していくこととしています。

▼表1-3-1-1 将来像実現のための政策と、政策ごとの個別計画

将来像実現のための政策	個別計画	計画の概要
低炭素社会の形成	宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	低炭素社会の実現に向けて、県域全体からの温室効果ガスの排出抑制及び気候変動適応の推進を行うための計画
	再生可能エネルギー・省エネルギー計画	低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを促進するための計画
循環型社会の形成	宮城県循環型社会形成推進計画	循環型社会の実現に向けて、廃棄物等の3Rと適正処理を推進するための計画
自然共生社会の形成	宮城県自然環境保全基本方針	人と自然の共生を目指し、長期的展望に立った自然環境保全施策を推進するための方針
	宮城県生物多様性地域戦略	県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画
安全で良好な生活環境の確保	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	自動車交通に関する環境負荷を低減させるための計画
	宮城県水循環保全基本計画	健全な水循環を保全するための計画

第2節 宮城県環境基本計画の進捗状況

1 令和2年度における点検評価結果

令和2年度における点検評価結果については、宮城県環境基本計画の実施計画となる7つの計画を踏まえ、「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」「自然共生社会の形成」「安全で良好な生活環境の確保」の4つの政策に対し設定した18の管理指標の状況を以下の表のとおり整理しました。

管理指標によっては、データが入手できないため、評価年度が数年前となるものもありますが、測定可能な直近年度においては、管理指標18項目のうち9項目で目標を達成しました。

▼表1-3-2-1 政策ごとの管理指標の目標値達成状況及び計画全体の評価結果

政策項目	管理指標		単位	評価年度における状況				参考		
	番号	指標名称		年度	実績値	評価年度での目標数値	目標達成状況	評価年度の前年度実績	前年度比	
政策1 低炭素社会の形成	1	温室効果ガス排出量 (森林等による吸収量を差し引いたもの。)	千t-CO ₂	H29	20,112	20,679	○	20,349	-1.2%	↑
	2	自動車からの二酸化炭素排出量削減率	%	R2	18.1	15	○	15.8	+2.3ポイント	↑
	3	再生可能エネルギー導入量	TJ	R2	22,615	25,891	×	19,916	+13.6ポイント	↑
政策2 循環型社会の形成	4	県民1人1日当たりの 一般廃棄物排出量	g/人・日	R1	990	930	×	982	0.8%	↓
	5	一般廃棄物リサイクル率	%	R1	24.9	30	×	25.5	-0.6ポイント	↓
	6	一般廃棄物最終処分率	%	R1	11.9	12	○	11.6	+0.3ポイント	→
	7	産業廃棄物排出量	千t	R1	10,486	10,000	×	10,962	+4.3%	↑
	8	産業廃棄物リサイクル率	%	R1	33.7	35	×	35.6	-1.9ポイント	↓
	9	産業廃棄物最終処分率	%	R1	1.6	1.0	×	1.7	-0.1ポイント	→
政策3 自然共生社会の形成	10	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合	%	R2	26.19	26	○	26.19	±0	→
	11	県内未間伐森林面積	ha	R1	5,556	4,445	×	6,299	+11.8%	↑
	12	豊かな生態系 (森林・農地・水辺環境の保全)	点	R2	6.7	6.2	○	6.8	-0.1ポイント	→
政策4 安全で良好な生活環境の確保	13	沿道における二酸化窒素の環境基準下限値達成率	%	R2	100	100	○	100	±0	→
	14	沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率	%	R2	100	100	○	100	±0	→
	15	道路に面する地域における自動車交通騒音の環境基準達成率	%	R2	95.4	100	×	95.3	+0.1ポイント	→
	16	清らかな流れ (水質環境基準の達成度)	点	R2	7.4	10	×	7.7	-0.3ポイント	→
	17	豊かな流れ (平常時の河川流量の豊かさ)	点	R2	8.9	8.9	○	8.9	±0	→
	18	安全な流れ (河川・海岸整備率の向上)	点	R2	7.3	4.1	○	6.6	+0.7ポイント	↑

※令和2年度実績がまだ算出できない指標については、算出可能な最新年度の実績から計算される点数を示しています。

※「前年度実績との比較」の表示の意味は以下のとおりです。

↑：前年度実績と比較して、0.5ポイント以上の改善が見られた項目

→：前年度実績からの増減幅が0.5ポイントに満たない項目

↓：前年度実績と比較して、0.5ポイント以上の悪化が見られた項目

※具体的な内容は、14ページ以降の各個別計画の進捗状況に関する箇所で紹介しています。

第3節 環境分野ごとの個別計画の進捗状況

1 低炭素社会の形成

～宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)」第21条第3項の規定に基づき、地域における温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出削減目標や基本的な方向性を定めた計画です。

② 基本精神及び施策展開のコンセプト

気候変動による影響は本県を含めて全ての国や地域に及んでおり、今後も更なる影響が生じることが予想されている危機的な状況です。その要因は化石燃料の使用に基づく日常の生活や経済活動であり、こうした社会そのものを脱炭素型に変革していく必要があることから、「流れを、変える」を基本精神に設定し、基本精神に基づいた以下の5つの「コンセプト」を掲げ、施策を展開していきます。

- 1 「地球市民マインド」
～持続可能な開発目標（SDGs）～
- 2 「熱には“熱”を」～ジョー“熱”立県～
- 3 「地産地消エネルギーへのこだわり」
～メイド・イン・みやぎのエネルギー～
- 4 「ヒト・モノ・コトをつなぐ」
～県は“インターフェース”～
- 5 「環境・経済・社会の統合的向上」
～クラ（暮）×サン（産）×カン（環）～

③ 計画期間

2018(平成30)年度から2030(令和12)年度まで

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の目標等

ア 総量目標

2030（令和12）年度の県内の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で31%削減する

イ 補助目標

- 暮らし・住まい
1世帯1日あたりのエネルギー消費量を26.1%（46.8MJ）削減する
- まち・むら
自動車1台当たりのガソリン消費量を、32.4%（272.4L）削減する
- 産業・経済
業務延床面積1㎡当たりのエネルギー消費量を、

36.4%（1.16GJ）削減する

② 数値目標に係る指標値の状況

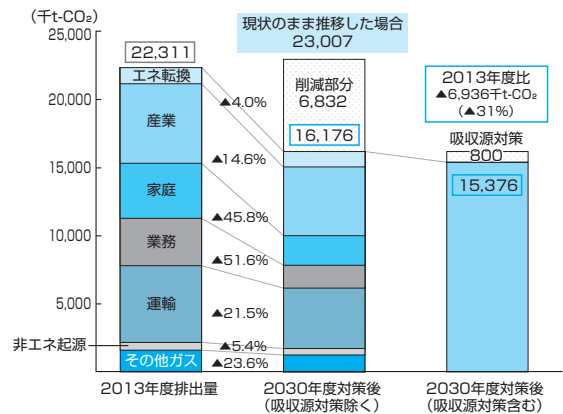
数値目標の算出は、国をはじめとした各種統計資料の公表値に基づき行っているため、最新のデータは2017（平成29）年度となります。

2017(平成29)年度における県内の温室効果ガス排出量は2,115万7千t(二酸化炭素換算)であり、前年度比で1.1%(23万1千t)減少し、基準年(2013(平成23)年度)比で5.2%(115万4千t)減少しました。

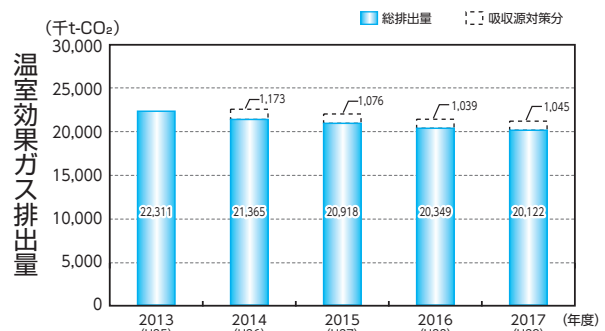
森林等による吸収源対策分を加味すると、基準年比で9.9%(219万9千t)減少しました。

温室効果ガス排出量の減少は、製造業におけるエネルギー消費量の減、商業施設におけるエネルギー消費量の減などが要因です。

なお、3つの補助目標については、業務部門及び運輸部門において、算定最新年度では、前年度比で減少となっています。



▲図1-3-3-1 総量目標の内訳



▲図1-3-3-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

③ 令和2年度に講じた施策

ア 日々の生活、事業活動における低炭素化の推進

- 家庭の省エネ設備の導入や既存住宅の省エネ改修に対し、補助金による支援を行ったほか、事業活動における省エネ・再エネ設備の導入に対して、補助金による支援を行いました。
- 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を運営するとともに、スポーツ団体と連携するなど普及啓発イベントを開催するほか、うちエコ診断の受診を促進しました。

イ 地域づくりと連動した取組の推進

- 市町村が行う再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムを活用したまちづくりへの支援として、検討組織の立ち上げ段階の組織運営への補助を実施しました。
- 地域特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進するため、風況観測調査や経済波及効果調査を実施したほか、農業用水利施設を活用した小水力発電の導入可能性調査を実施しました。

ウ 低炭素・エネルギーに係る産業育成と産業界全体の低炭素化

- 「廃棄物系バイオマス」、「木質バイオマス」、「温泉熱」、「地中熱」の4分野（以降、「重点4分野」という。）を中心に、セミナーや研究会開催等により、再生可能エネルギーの導入促進を図ったほか、各種補助金による事業化支援を行いました。
- 環境に配慮した営農活動に取り組む農業者への支援を行うとともに、若齢林の間伐や県産材の利用促進に関する支援を行いました。

エ 取組促進に関わるコーディネート

- 小学生向けの出前講座を実施し、学校における環境学習の機会の充実を図ったほか、学外での環境教育プログラムを実施するNPO等の取組をまとめたプログラム集を小学校等に配布しました。また、県のホームページや環境情報センターにおいて環境関連情報の発信を行いました。
- 気候変動の影響やその適応策に関する認知度の向上及び地域から適応策を推進する人材の育成のため、サイエンスカフェやワークショップなどを開催しました。

④ 現状及び課題

- 東日本大震災以降、震災復興等により増加傾向にありました温室効果ガス排出量が、平成27年度から減少に転じましたが、目標達成のために

は、各部門での更なる温室効果ガス排出量の削減が求められています。

- 「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）の施行により、各地方自治体はその区域における気候変動への適応の推進に努めることとされたほか、本計画では、従来からの温室効果ガスの排出量を削減する緩和策に加えて、高温や多雨といった気候変動による被害を回避・軽減する取組である適応策についても、同時併行で取り組むこととしています。
- 自立・分散型エネルギーの確保を図るため、地理的優位性の高い太陽光発電など、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入に取り組んできましたが、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともにエネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要があります。
- クリーンエネルギー産業の振興に関しては、重点4分野を中心に、セミナーや研究会開催等により、再生可能エネルギーの導入促進を図ってきましたが、県内におけるこれらの導入量は十分とは言えないことから、引き続き導入促進に取り組んでいく必要があります。
- 木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や森林所有者の森林経営意欲減退により、間伐などの森林整備や伐採後の再造林が進まない状況にあります。補助事業を活用しながら林業事業者等への支援を行っていますが、労働力が不足している事業者もあり、補助事業予算の繰越が増えてきています。

⑤ 今後の施策の方向性

- 本計画及び再生可能エネルギー・省エネルギー計画に基づく効果的な県民運動を実施します。また、県自らが環境配慮行動を率先して行うため、県有施設に対し積極的に再生可能エネルギー設備を導入するなど、県民、事業者などすべてが主体となった環境配慮行動の実践を促していきます。
- 大規模な再生可能エネルギー源として期待される洋上風力発電等の導入を推進するため、事業者公募に向けて地域の関係者による協議会を設置し、諸条件の検討を行うほか、陸域についても風況調査などを行う事業者への支援を進めていきます。
- 重点4分野について、研究会等を通じて事業化に向けた活動を積極的に支援していきます。また、環境関連産業の振興を図るため、本県で環境関連の技術・製品開発等に取り組もうとする

事業者を支援していきます。

- 労働力の確保状況を含め、意欲と能力のある林業事業者へ重点的に支援を行うことにより、予算を効率的、効果的に活用しながら森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を最大

限に図っていきます。

- 気候変動への適応を推進していくため、最新の知見を踏まえながら、県民や事業者への普及啓発、適応策を推進する人材の育成等の取組を行っていきます。

～再生可能エネルギー・省エネルギー計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における重点施策である再生可能エネルギー導入促進・省エネルギー促進分野の実施計画として位置付けています。

再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの必要性を示すことで、県民・事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、実現に向けた県の施策の大綱及び基本的な方向性を定めるものです。

② 施策展開の考え方

本県が目指す将来像を実現するために、2030年までに達成すべき4つの目標指標を掲げ、そのために必要なアクションとして、7つの施策分野ごとに34の具体的な取組を示しています。また、取組ごとに主に関わりのある主体を整理し、各主体の役割を明示しています。

③ 計画期間

2018(平成30)年度から2030(令和12)年度まで

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

化石燃料の消費量を減らすためには、エネルギーの効率的利用などの省エネルギー行動により、エネルギー消費量そのものを減らす一方、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入量を増やすことが重要となります。本計画では、基準年を2013(平成25)年とし、以下の4つの目標により進行管理しています。

- 再生可能エネルギーの導入量
2030年度で35,969TJ(熱量換算)とする(基準年比2.2倍)
- 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量
2030年度で59,927TJ(熱量換算)とする(対策前比19%減)
- 電力自給率(電力消費量に占める再生可能エネルギー電力の割合)
2030年度で25.3%とする(基準年比5.5倍)

- エネルギー自給率(エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合)

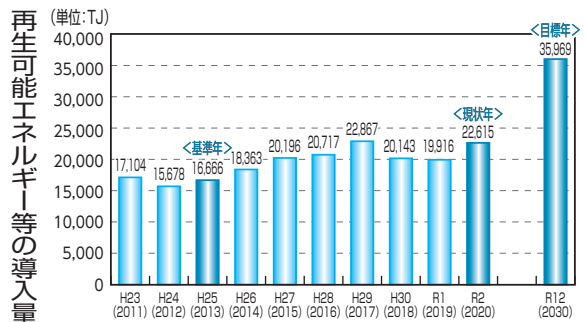
2030年度で14.1%とする(基準年比2.6倍)

② 数値目標に係る指標値の状況

- 再生可能エネルギーの導入量

2030年度目標値である再生可能エネルギーの導入量35,969TJ(熱量換算)に対し、令和2年度末の導入量の推計値は、22,615TJ、達成率62.9%でした。

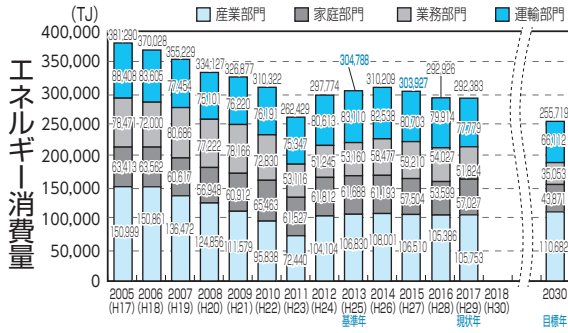
太陽光発電は着実に増加しているものの、水力発電及び太陽熱利用は横ばい、地熱発電は減少しています。



▲図1-3-3-3 再生可能エネルギー導入量の推移 (熱量換算、TJ)

- 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量
平成29年度のエネルギー消費量は、292,383TJ(熱量換算)でした。省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量は、対策前比23,262TJ(熱量換算)で、目標達成率は38.8%でした。

部門別では、産業部門、業務部門についてエネルギー消費量の削減が進んでおり、特に、産業部門では削減目標を上回る省エネ効果が見られ、対策前比で16,381TJ(熱量換算)削減となりました。業務部門では、対策前比で3,307TJ(熱量換算)となり、目標達成率は16.5%となりました。



※一次エネルギー換算値

▲図1-3-3-4 県内エネルギー消費量 (部門別) の推移 (熱量換算、TJ)

●電力自給率 (電力消費量に占める再生可能エネルギー電力の割合)

令和2年度の電力消費量は、14,247百万kWh、再生可能エネルギー (電力) の導入量が2,194百万kWhであることから、令和2年度の電力自給率 (電力消費量に占める再生可能エネルギー電力の割合) は15.4%であり、2030年度目標の約61%を達成しています。

▼表1-3-3-1 電力消費量に占める再生可能エネルギー (電力) の割合 (令和2年度)

項目	2013 (H25)年度	2014 (H26)年度	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度
電力消費量	百万kWh	14,012	13,894	13,721	14,340	14,429	14,096	14,247
再生可能エネルギー導入量 (電気)	百万kWh	643	769	909	1,079	1,246	1,569	2,194
電力自給率	%	4.6%	5.5%	6.6%	7.5%	8.6%	11.0%	15.4%

●エネルギー自給率 (エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合)

平成29年度のエネルギー消費量は、292,383TJ (熱量換算)、再生可能エネルギー (電気+熱) の導入量が22,867TJ (熱量換算)であることから、平成29年度のエネルギー自給率 (エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合) は7.8%であり、2030年度目標の約55%を達成しています。

▼表1-3-3-2 エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合 (平成29年度)

項目	2013 (H25)年度	2014 (H26)年度	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度
エネルギー消費量	TJ	304,788	310,209	304,788	292,926	292,383	-	-
再生可能エネルギー導入量	TJ	16,666	18,363	20,197	20,717	22,867	20,143	19,916
エネルギー自給率	%	5.5%	5.9%	6.6%	7.1%	7.8%	(6.9%)※	(6.8%)※

※エネルギー消費量実績の最新年度が2017 (平成29) 年度であるため、2018 (平成30) 年度以降のエネルギー自給率は、2017 (平成29) 年度のエネルギー消費量を代入して試算した。

③ 令和2年度に講じた施策

主な施策として、スマートエネルギー住宅普及促進事業では、昨年度から継続して太陽光発電システム、蓄電池及びエネファーム等を対象とし、それらの導入経費の支援を行いました。

また、地域特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネ

ギーを活用したまちづくり (エコタウンの形成) を行う事業者に対する支援を行ったほか、人材育成のための講座を開催しました。

水素エネルギーの利活用促進では、FCVの導入補助に加え、カーレンタル事業やFCバスの路線運行支援などによりFCVの利用機会の拡大に努めたほか、事業者が行う商用水素ステーション整備を支援しました。また、地域情報誌等への記事掲載により、水素エネルギーの有用性や安全性に関する県民の理解促進を図りました。さらに、水素エネルギー・燃料電池に関する産業セミナーを開催し、水素エネルギー関連産業の育成・活性化のための取組を実施しました。

④ 現状及び課題

震災の経験から自立電源確保への意識が高まったことなどにより、太陽光発電の導入が進んでいますが、太陽光以外の導入量の伸びは低い状況が続いています。今後は、単に再生可能エネルギーの導入促進を図るだけでなく、エネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要があります。住民からの十分な理解が得られないまま発電事業が進められ、トラブルとなる事案も散見されることから、地域と共生した発電事業となるよう、発電事業者適切な手続きを促すため、「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」について、広く周知を行う必要があります。

また、住宅用太陽光発電の固定価格買取制度 (FIT) の買取期間満了に伴い、県民等が環境意識を持って、自発的に自家消費に取り組める仕組みづくりが必要となっています。

省エネルギー分野では、家庭部門において、これまで減少で推移していたエネルギー消費量が増加しており、運輸部門においては、エネルギー消費量の削減量は対策前比1,787TJ (熱量換算) に止まっています。今後、電気自動車 (EV) やFCV等のクリーンエネルギー自動車の更なる普及促進や各家庭における省エネ行動につながる普及啓発を引き続き実施する必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 再生可能エネルギーの自家消費を進める取組として、蓄電池やV2H (住宅用外部給電機器) への補助を行うとともに、自発的に自家消費に取り組める仕組みとして、再生可能エネルギーから発電された電力を自家消費することで生み出される環境価値を「見える化」し、売却できる国の「J-クレジット」制度を活用していきます。
- 地域資源を活用した自立・分散型の地産地消

エネルギーの導入促進に向けて、引き続き市町村と連携し、地域資源を利用した事業化の支援を行うほか、人材育成のための講座の開催や関係する事業者同士のマッチングなどを行います。

●水素社会の構築を目指し、FCV、家庭用燃料電池の導入やFCバスの路線運行への支援をはじめ、水素エネルギーの利活用推進に向けた取組を継続していきます。

2 循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく地域における循環型社会形成推進計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定している計画で、宮城県環境基本計画の個別計画としての性格を有するとともに、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)では、「リスタート!みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル」を基本理念として、本県の復興状況と特性を考慮しながら、循環型社会の形成を一層推進していくため、「全ての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源の3R推進」及び「廃棄物の適正処理」を基本方針に掲げ、施策を展開していくこととしています。

③ 計画期間

2016(平成28)年度から2020(令和2)年度まで

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である令和2年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

1人1日当たりごみ排出量	930g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

・産業廃棄物

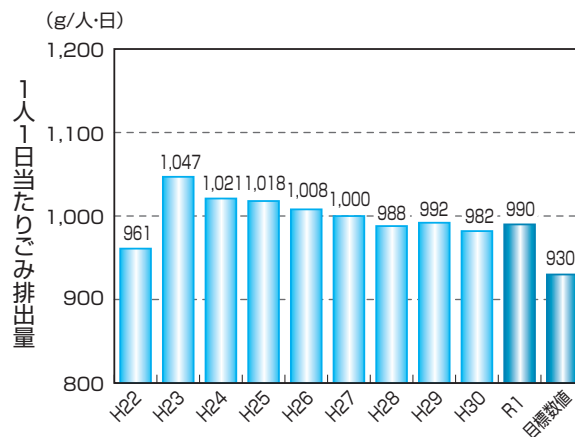
排出量	10,000千t/年
リサイクル率	35%
最終処分率	1%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る令和元年度の実績値は次のとおりです。一般廃棄物の最終処分率については目標を上回りましたが、それ以外は目標に到達していませんでした。

●一般廃棄物関連指標

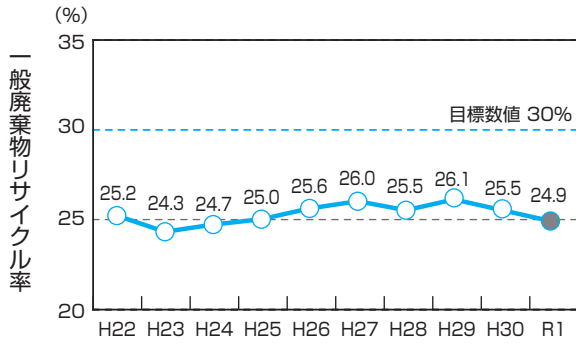
震災後、焼却ごみへの循環資源の混入が多い状態が継続していることなどにより、最終処分率以外は目標数値に到達していませんでした。



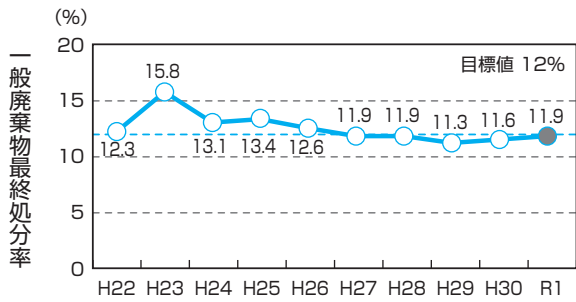
▲図1-3-3-5 1人(注1)1日当たりごみ排出量(注2)の推移

(注1) 外国人人口を含む住民基本台帳人口の値

(注2) ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量



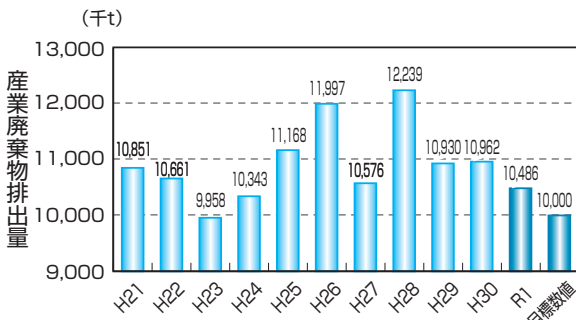
▲図1-3-3-6 一般廃棄物リサイクル率の推移



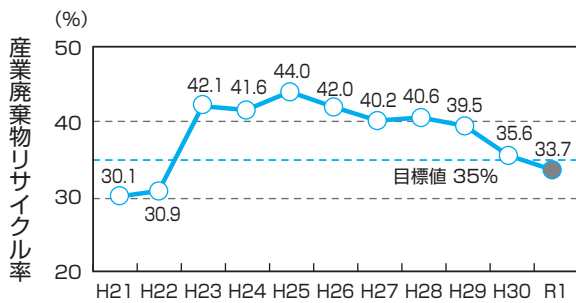
▲図1-3-3-7 一般廃棄物最終処分率の推移

●産業廃棄物関連指標

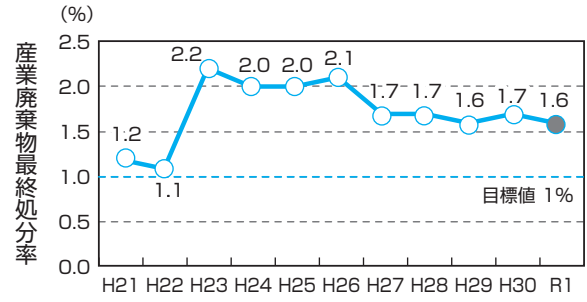
各指標については、排出量と最終処分率は震災後に高止まりしている影響から目標に到達できませんでしたが。昨年度までは目標に到達していたリサイクル率も今年度は目標に到達できませんでした。



▲図1-3-3-8 産業廃棄物排出量の推移



▲図1-3-3-9 産業廃棄物リサイクル率の推移



▲図1-3-3-10 産業廃棄物最終処分率の推移

③ 令和2年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- 県内企業の3Rの取組を推進するため、「環境産業コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- 産業廃棄物の3Rを促進するため、事業者等の設備整備に対する費用助成や産業廃棄物の3Rに関する技術の確立と事業化を目的とした研究開発に費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応による被害の拡大防止に努めました。
- 不適正処理の未然防止を強化するため、事業者等へ廃棄物処理制度に関する講習会を実施したほか、財政基盤の脆弱性を理由とする不適正事案を未然に防止するため、事業者の財務状況を把握する等の指導強化事業を実施しました。
- 小型家電や食品廃棄物等のリサイクルを推進するため、希少金属やバイオマス資源のリサイクルシステム構築に向けた各種検討や取組を実施しました。

④ 現状及び課題

- 依然として多い建設系の廃棄物に加え、復旧した工場・事業場の産業活動が活発化してきたことにより、産業廃棄物の排出量の増加とともに種類や質の変化が懸念されています。そのため、これまで以上に排出事業者への排出量削減対策の推進と適正処理に向けた指導等が必要となります。
- 廃棄物処理過程の透明性向上に向けたシステム

を検討するなど、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的に取り組む必要があります。

- 震災の影響により一般廃棄物の排出量の多い状況が続いており、また、一部に廃棄物等の3Rに対する県民意識は高いものの、取組に結びついていない状態が見られていることから、今後の県民意識等の動向を見据え、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続する必要があります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 廃棄物処理施設の立入検査時に取り扱う廃棄物を把握するとともに適切な処理について、指導等を行います。
- 産業廃棄物処理業者や施設・リサイクル関連事業者等のデータベース化を行い、リアルタイムでの所属間の情報共有化により監視指導の強化を図り、産業廃棄物処理の透明化を推進します。

- 3R啓発用パネルの展示、3R推進ラジオCMの制作・放送、3Rに関するイベントなどの普及啓発事業を実施します。特に近年問題となっている廃プラスチックや食品ロスの削減のための啓発について重点的に実施します。また、市町村に対する支援を継続的に実施し、3R施策の充実に目的とした市町村3R連携事業などを推進します。

- 震災後の廃棄物排出量の高止まりや資源物混入の問題、産業の再構築による廃棄物の排出量や質の変化の問題等、多くの課題を解決していくため、令和2年度に策定した第3期の宮城県循環型社会形成推進計画に基づく施策を推進します。

3 自然共生社会の形成

～宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「宮城県自然環境保全基本方針」は、自然環境保全条例に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成(場の確保)」、「生物多様性の保全

と自然環境の再生(質の確保)」、「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり(主体の確保)」の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて各種計画、事業により実現を図るものです。

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

- 宮城県環境基本計画における、進捗状況の管理指標としては「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」を設定しており、26%を目標にしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

- 令和2年度の実績値は26.19%であり、目標を達成しています。

▼表1-3-3-3 県土面積に占める割合の変遷

面積単位：ha

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,201	171,201	171,201	171,201
県自然環境保全地域面積	8,572	8,572	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574	8,574
緑地環境保全地域面積	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,923	10,923	10,923	10,923
合計(A)	189,872	189,872	189,874	189,874	189,874	189,874	190,698	190,698	190,698	190,698
県土面積(B)	728,575	728,577	728,577	728,222	728,222	728,222	728,222	728,222	728,222	728,229
A/B(%)	26.06	26.06	26.06	26.07	26.07	26.07	26.19	26.19	26.19	26.19

③ 令和2年度に講じた施策

ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）を目的とした取組

- 自然公園及び環境保全地域の保全対策を推進しました。
- 百万本植樹事業の実施や、里山林協働再生支援事業の新規協定締結を促進することなどにより、豊かなみどり空間の保全・創出を図ることができました。一方、みやぎバットの森植樹祭は新型コロナウイルス感染症対策のため開催を中止せざるを得ませんでした。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の進行管理を行い、野生鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護思想の普及啓発に取り組みました。また、傷病鳥獣の野生復帰に取り組むなど、野生生物保護対策を推進しました。
- 宮城県生物多様性地域戦略の総合的推進を図るとともに、生物多様性に関する普及啓発を行うため、学習教材を作成し、フォーラムを開催したほか、学校における取組を表彰しました。
- 伊豆沼・内沼において、沈水植物の増殖・移植、湖岸植生保全、水質改善効果検討、外来生物の駆除、在来生物増加対策及びエコトーンの造成等を実施し、自然環境保全・再生を推進しました。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組

- 森林を利用した自然体験や自然観察の案内を行う森林インストラクターについては、新型コロナウイルス感染症対策のため講座は中止となったが、森林公園の管理を支援する自然環境サポーターの養成においては、開催し豊かな自然環境を次世代に継承する人づくりを推進しました。

④ 現状及び課題

- 宮城を彩る豊かな自然環境については、伊豆沼における自然再生事業等を実施し、外来生物の駆除や水生植物復元等の成果が出てきているものの、依然として、水質が改善されていません。
- みどり空間の保全については、森林所有者の意欲の減退等から手入れがされていない森林がそのまま増加していくと、森林の有する多面的機能が十分に発揮されない恐れがあります。

- 野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者が不足していることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務となっています。またツキノワグマは、近年、目撃数の増加など人との軋轢が社会問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要があります。

- 令和元年東日本台風の影響や新型コロナウイルス感染症対策として、各種イベントの中止が余儀なくされたことにより、活動への参加者数が減少しています。農業・農村に対する関心の低下が、農村集落の弱体化や、荒廃農地の増加、農村固有の伝統・文化の喪失につながる恐れがあります。

⑤ 今後の施策の方向性

- 伊豆沼・内沼においては、引き続き協議会等において有識者の意見を伺いながら、エコトーンの造成をはじめ、生態系の保全に取り組むとともに、水質悪化及び浅底化の原因の一つであるハス等の刈払いを継続して実施します。
- みどり空間を保全するため、関係機関と連携し、森林所有者に対し、森林整備に関する各種事業の広報を行い森林整備の必要性を理解してもらい、計画的な事業推進に努めます。
- 野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行います。特にイノシシ及びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図ります。
- 農業体験や田んぼの生きもの調査、土地改良施設学習会といった地域や学校教育と連携した協働活動の取組を支援し、農業・農村の魅力を伝えるとともに、地域環境保全に対する意識の醸成を図ります。

～宮城県生物多様性地域戦略～

(1) 地域戦略の概要

① 位置付け・役割

「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）に基づいて策定した、本県における生物多様性の保全と、その持続可能な利用に関する中・長期的な考え方をまとめたものです。

② 施策展開の考え方

「豊かな自然を守り育てる」「豊かな自然の恵みを上手に使う」「豊かな自然を引き継ぐ」の3つを柱としています。

また、地域戦略の取組の進捗状況を管理するため、20項目の目標指標を設定しています。

③ 計画期間

地域戦略は自然に関することを対象にしており、長期的な視点でとらえる必要があることから、計画期間は平成27年度から令和16年度までの20年間としています。この20年間は、地域戦略の策定年次に生まれた子どもたちが成人するまでの期間です。

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

目指す将来像を「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」としています。これは、現在の生活の質を保ちながら、自然と共生していくことの大切さを十分理解した上で、身近な自然を守り、自然の恵みを上手に使うことを想定しています。

② 令和2年度に講じた施策

ア 豊かな自然を守り育てる

- 自然公園及び県自然環境保全地域等の保全対策を推進しました。
- オオクチバス等の外来生物の侵入により、在来生物の生息・成育数が減少しているため、その生息・生育環境の回復を図りました。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援しました。
- 県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を活用し、環境にやさしい農業の取組を支援するとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、生物多様性保全等に効果のある営農活動を支援し、取組の定着を図りました。

イ 豊かな自然の恵みを上手に使う

- 森林資源を有効に活用するため、「みやぎの木づかい運動」を実施しました。また、県民の安全のため、被災した海岸防災林の復旧を図り、森林の持つ多面的機能の回復に寄与しました。
- 社会貢献の一環として森づくりへの参加を希望する企業等に対して、里山林のあっせん、活動のコーディネートを行いました。また、「森林インストラクター」や「自然環境サポーター」を養成しました。

ウ 豊かな自然を引き継ぐ

- 学校教育において、教科の枠を越えた横断的な環境学習が展開できる指導計画を作成した他、自然の家における長期間のキャンプ等の自然体験を行いました。
- 都市と農山漁村とのネットワーク構築や、現地での交流活動を実施し、関係人口の創出を支援しました。
- 都市住民と農山漁村の住民が、交流行動を行う「グリーン・ツーリズム」に係る支援を行いました。

③ 現状及び課題

生物多様性の保全・再生については、県民の生物多様性に関する認知度が依然高いとは言えない状況です。

④ 今後の施策の方向性

生物多様性フォーラムの開催やパネル展示等を実施するとともに、効果的な普及啓発方法について検討していきます。



▲生物多様性フォーラムの様子

4 安全で良好な生活環境の確保

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県自動車交通環境負荷低減計画は、「宮城県環境基本計画」の個別計画に位置づけられ、自動車交通に伴う環境負荷低減のため、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進するとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針を示すものです。

② 施策展開の考え方

施策の展開に当たっては次の事項に配慮することとしています。

● 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

● 広域的、長期的な取組

自動車環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

● 優先的取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

● 県民・事業者の取組

施策の実施に当たっては、県民・事業者が問題解決に向けて積極的に参加することを促す手法を取り入れます。

③ 計画期間

2006(平成18)年度から2020(令和2)年度まで

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の環境目標

次の3つの将来像を目指し、その実現状況を表すための環境目標を定めています。

【目指す将来像】

- 自動車に過度に依存しない地域社会
- 道路沿線の大気汚染、騒音が改善された地域社会
- 環境に配慮した生活、事業活動が普及した地域社会

【環境目標】

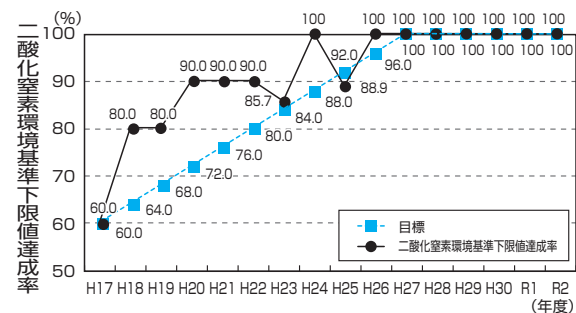
- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率…100%
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率…100%
- 微小粒子状物質の沿道における環境基準達成率…100%
- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率…100%
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率…15%

また、環境目標を補完する間接目標を以下のとおり定めています。

- コンパクトで機能的なまちづくりを意識した取組の促進
- 自動車からの窒素酸化物排出量を平成17年度比で50%以上削減
- 国が平成26年4月に定めた「エネルギー基本計画」等に示す次世代自動車の率先導入目標を考慮して設定した普及目標の達成
- 全市町村における次世代自動車の率先導入やエコドライブ運動の普及促進

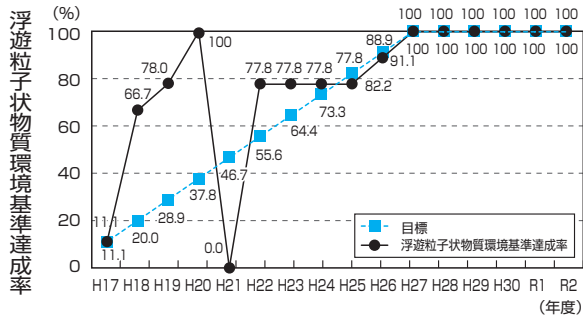
② 数値目標に係る指標値の状況

- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率
平成26年度以降、目標を達成している状況が継続されています。



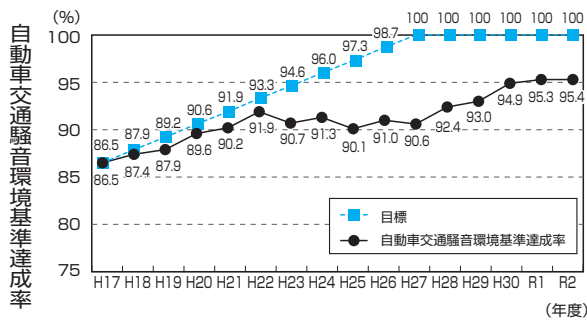
▲図1-3-3-11 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素環境基準下限値達成率の推移（日平均98%除外値）

- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率
平成27年度以降、目標を達成している状況が継続されています。



▲図1-3-3-12 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質環境基準達成率の推移

- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率
令和2年度は、対象世帯145,490世帯のうち、138,770世帯が達成し、達成率は95.4%でした。

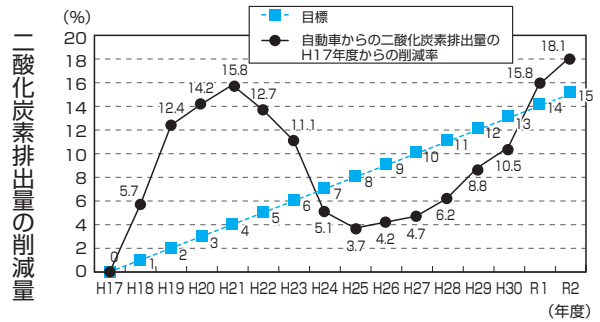


▲図1-3-3-13 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率の推移

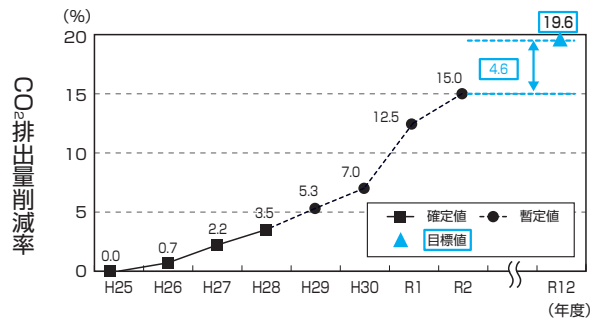
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率

県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した暫定値ですが、令和2年度の自動車からの二酸化炭素排出量は4,854,193t、削減実績は1,076,371tで、平成17年度からの削減率は18.1%となり、目標を達成しました。

しかし、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における自動車由来削減率目標の平成25年度比19.6%を達成するためには、更に4.6ポイント以上の削減が必要となります。



▲図1-3-3-14 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率の推移
(石油連盟都道府県別石油製品販売実績から算定した暫定値)



▲図1-3-3-15 自動車からの二酸化炭素排出量の平成25年度からの削減率の推移
(石油連盟都道府県別石油製品販売実績から算定した暫定値)

③ 令和2年度に講じた施策

宮城県自動車交通環境負荷低減計画（第2期）が令和2年度で終期となることから、自動車排ガス規制の段階的实施等、自動車交通をめぐる状況が大きく変化する中で、地球温暖化防止等の新たな課題への対応策が求められていることを踏まえ、令和3年3月に第3期計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定しました。

なお、第2期計画に基づいて以下の取組を実施しました。

- 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組
「グリーン購入推進計画」を踏まえて県自らが率先して次世代自動車を導入するなど次世代自動車の普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う騒音及び排ガスの低減を図りました。
- 発生する自動車交通量の低減を目指した取組
第3セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。
- 交通流円滑化の促進を目指した取組
交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車

指導取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

●自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報提供のため、ホームページへの掲載や11月のエコドライブ月間におけるラジオスポットCMの放送、庁内放送でのPR等を実施しました。また、エコドライブ宣言ステッカーの交付等によりエコドライブの普及啓発活動を実施しました。

④ 現状及び課題

大気汚染に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化炭素排出量削減率の第2期計画の環境目標を達成しました。しかし、自動車交通騒音は目標達成に5ポイント程度届かず、二酸化炭素排出量削減率は、第3期計画の目標を達成するためには更に4.6ポイント以上の削減が必要となります。

引き続き、関係機関との情報共有、連携の強化等効果的な取組の充実及び宮城県自動車交通公害対策推進協議会の枠組の活用等、全県を対象とした効果的な施策の推進が必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

第3期計画で目指す将来像の実現に向けて、次

の3つの施策を重点的に推進することとしています。

【将来像】

- 自動車に過度に依存しない地域社会
- 道路沿線の大気汚染、騒音が改善された地域社会
- 環境に配慮した生活、事業活動が普及した地域社会
- 環境への負荷の少ない交通インフラが整備された地域社会

【重点施策】

- 「クリーンエネルギー自動車」の普及促進
- 「エコドライブ」の普及促進
- 自主的取組・行動促進のための全県的な普及促進
- 総合的対策の推進
- 自動車交通量低減等を通じた環境負荷低減に向けた県内自治体の各種施策の総合的推進

また、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発及び調査研究の7つの基本的施策に体系化し、地域や路線ごとの状況に応じて対策を選択して効果的に推進することとしています。

なお、本計画を推進するため、宮城県自動車交通公害対策推進協議会での議論の場を通じて、関係機関が連携しながら、各種の施策の効果を検証の上、新たな方向性を検討し、計画的かつ総合的に施策を展開するとともに、県民、事業者、行政機関が連携協力することで効果的に計画を推進します。

～宮城県水循環保全基本計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、水循環保全条例に基づき策定されたものであり、本県の恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。計画では、県内の5流域（南三陸海岸流域、北上川流域、鳴瀬川流域、名取川流域、阿武隈川流域）ごとに流域水循環計画を策定することとしています。

② 施策展開の考え方

健全な水循環の保全・改善を目指し、上流から下流までの流域全体で、県民、事業者、民間団体及び行政の取組を推進します。また、計画の達成目標として「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の4つの要素（以下「4つの要素」という。）を設定し、流域水循環計画は、4つの要素の総合評価が低い流域から順（鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域）に策定することとしてい

ます。

③ 計画期間

2006（平成18）年度から2020（令和2）年度まで（平成28年3月変更）

(2) 令和2年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に、4つの要素の各指標を10点満点とし、県全体で、現況値を維持・向上することとしています。また、5つの流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各指標の現況値を維持すること等を目標としています。

●清らかな流れ

水質環境基準点における生物学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度を総合的に表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

- 豊かな流れ
地下水涵養量（森林の流出係数とのかい離）と正常流量達成率を基に表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川において必要流量が年間を通して確保されている場合10点となります。

- 安全な流れ
河川整備率（河川改修の計画延長に対する整備済み延長の比率）と海岸整備率（防潮堤の計画延長に対する整備済み延長）を基に表す指標で、全ての河川及び海岸整備が完了した場合10点となります。

- 豊かな生態系
植物環境指標と河川生物生息環境指標により表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、河川に生息する代表種及び重要種が増加するとともに、外来種が減少した場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、令和2年度の状況は下記のとおりです。

管理指標	目標値(点)	実績値(点)
清らかな流れ	10.0	7.4
豊かな流れ	8.9	8.9
安全な流れ	4.1	7.3
豊かな生態系	6.2	6.7

4つの要素	現 状	課 題
清らかな流れ (水質)	○水質は横ばいで推移 ○湖沼は達成度が低い状況で推移	○湖沼等への流入負荷量の抑制 ○水質汚濁の原因を明らかにして効果的な対策を推進
豊かな流れ (水量)	○地下水涵養能力や河川の流量は横ばいで推移 ○気候変動の影響により大規模な渇水が発生する恐れあり	○節水、雨水の有効利用等の取組を継続的に実施 ○水利関係者間で円滑な利水調節が行える体制づくり
安全な流れ (治水)	○主に海岸堤防の整備が進められている ○近年、洪水や土砂災害が多発	○水害対策の推進 ○雨水の流出抑制による河川への負担軽減 ○ソフト対策の推進
豊かな流れ (生物)	○広葉樹の林齢の増加、水辺・植生の保全等によって、自然性の高い状態に推移	○外来種の駆除や適切な除伐、間伐等による森林や里山環境、水辺環境の整備・保全

⑤ 今後の施策の方向性

- 令和3年度を始期とする宮城県水循環保全基本計画(第2期)に基づき、4つの要素の目標を達成するため、水質、水量、治水、生態系に関連する施策の横断的な連携のほか、山間部、農村部及び都市郊外部、都市部、海岸部といった上流域から下流域までの連携を図り、計画を推進します。
- また、流域水循環計画を策定し、4つの要素に係る管理指標のほか、流域の特性を踏まえた流域管理指標を定めて具体的な取組を推進します。更に、流域水循環計画推進会議を開催し、

- 「清らかな流れ」の指標は、湖沼や海域など閉鎖性水域における達成率が低位にとどまっていることにより、目標値を達成できませんでした。

- 「豊かな流れ」の指標は目標値を達成しました。
- 「安全な流れ」の指標は海岸整備が進捗し、目標値を上回りました。

- 「豊かな生態系」の指標は目標値を達成しました。

③ 令和2年度に講じた施策

宮城県水循環保全基本計画（第1期）が令和2年度で終期となることから、第1期計画の取組や計画を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和3年3月に第2期計画を策定しました。

流域水循環計画のうち北上川流域及び名取川流域は、令和元年度で計画期間が満了となったことから、令和2年度を始期とする第2期計画を策定しました。

流域水循環計画推進会議（構成機関における取組・活動の成果の情報共有、意見交換を目的に実施）は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送り、流域活動団体等の取組状況を取りまとめ、情報共有により各団体等の水循環保全活動の推進を図るとともに、公表しました。

④ 現状及び課題

4つの要素から見た現状と課題は下記のとおりです。

各活動団体の課題解消や活動の活発化を図るほか、水循環に係る最新技術や情報の共有化により横断的な連携を強化し、官民一体となった取組を推進します。

- 鳴瀬川、北上川及び名取川の各流域水循環計画(第2期)に基づく事業の進行管理を行うとともに、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 南三陸海岸流域及び阿武隈川流域については、令和2年度で災害復旧工事等が概ね終了したことから、令和3年度に流域水循環計画を策定します。